

衆議院

農林水産委員会會議錄第五号

平成九年三月六日(木曜日)

午後零時十六分開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 原田 義昭君

理事 松下 忠洋君

理事 北村 直人君

理事 小平 忠正君

理事 植竹 繁雄君

理事 金田 英行君

理事 川崎 二郎君

理事 木部 佳昭君

理事 栗原 博久君

理事 丹羽 雄哉君

理事 福永 信彦君

理事 御法川 英文君

理事 井上 喜一君

理事 木幡 弘道君

理事 城島 正光君

理事 仲村 正治君

理事 安住 淳君

理事 春名 眞章君

理事 堀込 征雄君

出席國務大臣

農林水産大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 堤 英隆君

林野庁長官 高橋 勲君

林野庁次長 福島啓史郎君

委員外の出席者

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

三月六日

辞任

鈴木 宗男君

同日

辞任

福永 信彦君

補欠選任

鈴木 宗男君

本日

の會議に付した案件

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四五号)

森林組合及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○石橋委員長

これより會議を開きます。

内閣提出、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案及び森林組合及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の兩案を議題といたします。

兩案に対する質疑は、去る二月二十七日に終了いたしました。

ただいま議題となっております兩案中、まず、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、藤田スミ君外一名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。春名眞章君。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案に對する修正案

(本号末尾に掲載)

○署名委員

私は、日本共産党を代表して、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案に對する修正案の提案理由を説明いたします。

我が党は、松くい虫被害の防除対策は、伐倒駆除、特別伐倒駆除、樹種転換で行うことが基本であり、特別防除は極力行わないことを求めてまいりました。政府提案は、薬剤散布が環境や人体に与える影響への配慮や住民合意など、自主防除などに対する規制や、特別伐倒駆除、樹種転換などの措置を森林病虫害等防除法に組み込むものであり、やむを得ないものです。

しかしながら、特別防除については、人の健康や環境、生態系に与える影響が大きく、市民団体や日本弁護士連合会は、特別防除は廃止し、松枯れの原因の徹底究明と、自然環境や生活環境の保全を重視した総合的な防除対策への転換を求める意見書を提出しています。今回の政府案が特別防除の恒久化につながることについては、国民の理解は得られません。

我が党は、以上のような立場から修正案を提出するものです。その内容は、森林病虫害等防除法による駆除命令のうち、薬剤による防除から特別防除を除くこととし、命令・代執行による特別防除は廃止します。また、国、地方自治体がみずから所有する国有林や公有林に対し特別防除を行う場合にも、あらかじめ区域、期間を公表しなければならぬとするものです。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○石橋委員長

これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○石橋委員長

これより原案及びこれに對する修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案及びこれに對する修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石橋委員長

起立少数。よって、藤田スミ君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石橋委員長

起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石橋委員長

この際、本案に対し、松下忠洋君外六名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、太陽党及び21世紀の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。久保哲司君。

○久保委員

私は、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、太陽党及び21世紀を代表して、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、森林の機能の高度な発揮に對する国民の要請が高まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、松くい虫を始めとする森林病虫害等の総合的な被害対策を適切かつ効果的に実施するため、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林病虫害等の防除の実施に当たっては、

記

農林水産委員会會議錄第五号

平成九年三月六日

第一類第八号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

農林水産委員会會議錄第五号

地域における被害の発生状況に応じた機動的な防除を的確に実施できるよう、国、都道府県、市町村等を通じて実施体制をさらに充実・強化するとともに、地域の自主的な取組を促進するための支援を強化すること。また、そのために必要な予算の確保に努めること。

二 特別防除の計画・実施に当たっては、今後とも、地域住民の意見が十分に反映されるよう、関心を有する広範な関係者で構成される協議会を開催し、事前の周知徹底を図るとともに、環境保全に留意して慎重に実施すること。また、万一被害が発生した場合には、直ちに特別防除を中止し、その原因究明に努め、適切な措置を講ずること。さらに、事業の効果及び環境に対する影響についての必要な調査を行うこと。

三 松くい虫の防除に当たっては、将来的に被害水準がさらに低下するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、伐倒駆除、樹種転換等の方法を可能な限り選択するとともに、松林の健全化のため適切な森林施業を併せて推進すること。また、天敵の利用等環境保全に配慮した新たな防除技術の研究・開発を進めるとともに、マツノザイセンチュウに抵抗性のある松の選抜育種を推進し、早期にその供給拡大を図ること。

四 特別防除については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺の松林においては、原則として、これを実施しないこと。

五 松の枯損メカニズムについて、引き続き、その徹底究明に努めるとともに、松の枯損被害についても、手入れ不足等による松の不健全化や酸性雨などの影響について調査研究を推進すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○石橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

松下忠洋君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきましては、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣藤本孝雄君。

○藤本国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたします。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 次に、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るものでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石橋委員長 この際、本案に対し、松下忠洋君外六名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、太陽党及び21世紀の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。久保哲司君。

○久保委員 私は、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、太陽党及び21世紀を代表して、森林組合法及び森林組合合併助成

成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔案〕

最近の森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、林業労働力の減少・高齢化等依然として厳しいものがある。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るための施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、森林の保全・管理の推進に一層大きな役割を果たすことができるよう、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、地域において森林組合が取り組むメリットを明確にするとともに、関係者との協調・連携の下に、地域一体となった積極的な事業展開が図られるよう指導すること。

二 森林組合の執行体制の整備については、その趣旨を森林組合系統組織に周知徹底するとともに、学識経験者等の理事への積極的登用、役員の実質的な向上により、経営の活性化が図られるよう指導すること。

三 森林組合の合併の推進に当たっては、組合員の意思を尊重し、組合の実態、地域の実情に即した合併が行われるよう指導に努めること。また、合併後において従来以上に地域との密接な関係が維持されるよう指導すること。

四 森林組合が健全な発展を果たすには、その自主的な努力が一層重要となっていることにかんがみ、森林組合系統の運動を助長するよう努めること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○石橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

松下忠洋君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきましては、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣藤本孝雄君。

○藤本国務大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○石橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案に対する修正案

森林病害虫等防除法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第一項第五号及び第六号の改正規定中、「

同項第五号」を、同項第四号中「薬剤による防除」の下に「森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除（以下「特別防除」という。）を除く。」を加え、同項第五号」に改める。

第七条の次に十一条を加える改正規定のうち第七条の第二項中「森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため航空機を利用して行う薬剤による防除をいう。以下同じ。」を削り、第七条の四に次の一項を加える。

2 国又は地方公共団体は、特別防除を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、特別防除を行う区域及び期間を公表しなければならない。

平成九年三月二十四日印刷

平成九年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局